

平成 29 年度 1 月第 10 回美浦村定例教育委員会議事録

- 開会日時 平成 30 年 1 月 25 日(木)午前 9 時 30 分
 ○閉会日時 平成 30 年 1 月 25 日(木)午前 10 時 39 分
 ○開会場所 美浦村役場 3 階 委員会室

○出席委員

教育長 糸賀 正美
 教育長職務代理者 山崎 満男
 委員 小峯 健治
 委員 浅野 千晶
 委員 栗山 秀樹

○出席事務局職員

学校教育課長 菅野 眞照
 指導室長 田組 順和
 子育て支援課補佐 福田 浩子
 生涯学習課長 木村 光之
 美浦幼稚園長 鈴木 美智子
 大谷保育所長 小崎 佐智子
 木原保育所長 沼崎 公江
 生涯学習課係長 正慶 將暢

○欠席委員 なし

○傍聴人 なし

○提出議案及び議決結果

議案番号等	議案名及び内容	可否
報告第 1 号	美浦村内小中学校の働き方改革について (案)	—
報告第 2 号	小学校教育に関するアンケート調査について	—
報告第 3 号	美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する訓令	—

教育長

それではただいまより平成 29 年度第 10 回定例教育委員会を開会いたします。本日の会議には、委員の皆様全員出席いただいております。教育委員会会議規則第 17 条第 1 項によりまして、議事録署名人を指名いたします。浅野委員にお願いしたいと存じます。また、本日、教育次長及び子育て支援課長が指名委員会にて欠席のため、子育て支援課からは福田補佐が出席しております。会議規則第 16 条の規定によりまして提出事案に関する担当職員といたしまして、生涯学習課の正慶係長が出席しております。

【 報告第 1 号 美浦村内小中学校の働き方改革について（案） 】

教育委員会教育長より説明

【 質 疑 】

小峯委員

質問の前にお聞きしたいことがあります。各学校長に実際の勤務状況を調べるように指示があったかと思うんですが、その結果についてはどういう結果が出たのか教えてください。

教育長

私の方からは調べておりませんが、校長会で毎年期間を決めて、勤務時間調査をされています。一般的な話としては、小学校よりも中学校の方が勤務時間は長くなるということでありまして、文部省のこの前の調査結果があると思いますが、その結果とそれほど変わらないというようなことであります。

小峯委員

そうすると、美浦村についても全国調査を参考にして考えていけばいいというふうに受けとめてよろしいのでしょうか。

教育長

そのような方向でよろしいかと思えます。

小峯委員

では、質問にはいります。第 1 点目ですけど、学校閉庁日は大変良いと思うんですが、これでは事実上 3 日間ですよ、土日が入りますから。もう少しあってもいいのかなと単純に思いました。何日間が良いという部分は、いろいろな考え方があるかと思いますが、要は前後土日を挟んだときに、ちょうど真ん中 5 日をとれば、9 日間になるわけですよ。そうした配慮があってもいいのかなというのが、まず 1 点私の考えるところです。かっこ書きのところでお話をしますと、関東大会等への必要となる練習というのは、これはもう出場が決まったところで受けとめたんですが、それでよろしいのかどうか。もし、関東大会につながる大会だからということで予選会に出るとすれば、違うのか

なというふうに思うところもあります。この辺について、まず教えてください。

教育長

関東大会に出場が決まったらという場合になります。

小峯委員

4番になります。今、エクセル等を活用し、実施の学校があるということでしたが、自己管理を各自把握するということですね。このことが見える化につながっていくのかどうか。各自が把握することはもちろん大切なのですが、それを管理職がどうこれを見ていくのかという部分が実は非常に大切なのではというふうに思っているところです。この辺についての見える化を、教育委員会としてどう進めていくかという点については、今の説明のところではよく見えなかった点があるので、もう少しわかりやすく教えていただければと思います。

教育長

中学校で今、行っている取り組みというのが、勤務時間をエクセルに何時から何時までと入れていきますと、時間が計算され、その月は何時間勤務したかということがわかるようなんですね。一定時間を超えると黄色に表示、一定時間を超えると赤になるということで自分がどのくらい今月は勤務しているのかが目で見てわかるようになります。時間の管理は、社会人として当然ながら自分でやることは必要なことだと思います。ただ先生方は、一般の会社と違い、残業手当が時間で出るような制度ではないということで、熱心な先生ほどそういった時間というのは度外視してですね、本当に一生懸命やっていたらというところがあったと思うので、時間の見える化というのは実際自分がどれだけ働いているというか、勤務しているのかを把握してもらって、少しでも「こんなに多いのでは早く帰る」というようなことを考える意識づけになればと。一方では国なりあとは組合では、タイムカードを導入したらどうかというような話もありますが、そこまで一挙に行くのではなく、まずこういった形で自分の時間管理の意識というものをつけるためにやってみたらどうかという意味であります。

小峯委員

非常にその点は大切だと思いますが、管理職との面接があろうかと思いますが、その際に管理職が本人からの申告と申しますか、情報提供をいただいて、そこでの意見交換をする必要があろうかと思いますが。健康管理は自己管理、自己責任ということは原則でありますけれど、やはり今、教育長が指摘されたように、熱心な先生ほどこれをきちんと出したかどうかという部分が、実は自分を振り返ってみてもあるので、ぜひその辺の意識づけを管理職との面接のとき

ろで、相互に見える化してもらえればありがたいなと希望するところであり
ます。

5番でありますけれども、ぜひこの時差出勤は夏休み中に実施していく方向で
もう早速来年度から取り組んでもらえればありがたいなと考えています。この
時差出勤を村で時間を指定するのか。個別に教員が学校で打ち合わせをする中
で決めて、それを後追いで承認していくのか、この辺についてはぜひご検討い
ただいて、もう一度その方向性についてご提示いただければありがたいなと希
望いたします。

教育長

時差出勤のやり方ではありますが、既に実施している県立高校のやり方を見ます
と、いくつかの区分とかパターンを設けているようなんです。早出・遅出
と大きく分けると2つですね。早出の場合には、60分前に早出、30分前に早出
の2種類。遅出の場合には、30分後から、60分後から遅出の2種類を設定し
て、その中であらかじめ希望する職員が事前に申し出てこのやり方で勤務をし
たいということで実施しているようであります。

小峯委員

4パターンあれば十分だと思います。ありがとうございました。

山崎教育長職務代理者

1番の学校閉庁日の実施のかわりの中、関東大会とありますが、関東大会は8
月の頭じゃなかったかな。だからこれは全国大会じゃないかなと。

教育長

それはそうかもしれません。

山崎教育長職務代理者

そのところは中学校に確認してください。

指導室長

もしかしたら、吹奏楽などが関東大会かもしれません。

山崎教育長職務代理者

吹奏楽なんかはこの時期かもしれない。だったら関東と全国と2つ入れると
か。また、5番で、時差出勤を実施するというけども、これは校長への委任事
項じゃないかなと思うんですが、教育委員会で決めるものなのか、それとも校
長の委任事項として校長が確認し把握して、後から教育委員会で追認というも
のではないかと。校長にこういうやり方もあるよというような提示をするな
ら、それはいいかもしれませんが、何となくこれは、教育委員会で決めて
しまうと、校長はどうなのかなと。そんな気がします。すでに小中学校で夏休
みに先行してやっているところがあると思いますので、無理にこうカチッと決
める中身でもないような気がするんですが。そのところは、校長会で相談し
てください。ガチガチに決められると、学校はなかなか動けないところがあり
ますので、そういう点で相談をしていただければと思います。

また、一つ疑問があるんですけど、この5番は夏季に特化して行うのか。冬季の場合は日数が少ないからいいのか。そこも校長会と相談をしていただければと思います。春はやっている暇はないと思います。あと4番の勤務時間の見える化ですが、以前も話したと思いますが、あくまでもこれは自己管理です。で、先生方の意識をどういうふうにしていくかという、先生方が意識を持って早く帰るとか、あとは遅くまで勤務しているから熱心だというような意識を持たせないようにしないと、結局帰りづらくなってしまいうんですね。ですから遅くまで残ってる人もいるし、早く帰る人もいます。仕事をきちんとやれば、早く帰ってもいいんだし、仕事が残っていれば遅くなる。これは自然のことなので。ただその中で、早期退庁を自分で考えるというような意識を持たせるというところ、一本線を持っていたほうが良いような気がします。部活動休養日に関しては、週2日間休養日を設けるということですが、部活動の顧問の意向的ものはどうするのか、そここのところもよく相談をしてから決めたほうが良いと思います。先生方は決められて「よかったな」と思うか、それとも「もうちょっとやりたかったのに」と思うか。やはり、顧問の意識的なもの、自分が今置かれている練習などの中身においてどうするか。原則として2日間休養する、でも試合前だからやってもいいとなると。私も、疑問というか、クエスチョンマークをもっていますので、今、きちんとした回答は出せないんですが、顧問になってもらっている先生方の意向をどのようにすい上げてどのように決めていくか。そういうところまで意識を持ってもらえればありがたいと思います。

浅野委員

部活動のところなんですけど、私が接しているお子さんやご父兄や先生方から聞くと「その日も練習が入っているの」「そこも練習するの」みたいな形で、先生が決められているような印象を受けています。先生方からしますと、やはり前任の先生や顧問が強かったりすると、自分の代で弱くなるのが嫌だとか、またご父兄からの無言のプレッシャーのようなものもあって、週1回の休養日、また完全下校日であるのに、下校時間の後に練習があるとか。大会もさまざまありますので、何々の大会に向けて練習するとか。私の印象だと先生方が決めていられるという印象を受けています。ですから決めるだけではなく、例えばご父兄、あるいは村民、村全体的に対する周知。こういったことが必要だっていうPRはどのようにお考えになっているかお伺いします。

教育長

それが一番大事になってくるかと思えます。村民への周知は、他の先行している自治体でもそうなんですけど、まず学校を通じて各保護者に文書なりで知らせると言うのが一つ。

あとは広報みほを使って来年度はこういった働き方に改革していきますということを知るのが一つ。あとはホームページなりを活用する方法が一つ。今のところをはその三つかなと。

あとは当然ながらこういった取り組みを行っていくということで、皆さんからも賛同いただければ、マスコミにも資料提供といいますか、情報提供をしたいと思います。こういったパッケージで働き方改革というのを実行することになれば、新聞報道もされると思いますんでね。できるだけ露出を多くして村民の方には周知をするように設定をしていきたいと考えています。何か他に方法があればお聞かせいただければと思います。

浅野委員

先ほど申しましたように、週1回の休養日も守られていないような実態もあると思うんです。例えば熱心な指導者の先生でいらっしゃれば、吹奏楽にしても体育関係にしてもきっと「2日休むなんてとんでもない」、「2日は休めない」と思われるような日数であると思うんです。そこは先生方にも意識改革が必要かと思います。また、今現在のしほりである週1回の休養日、それから完全下校が本当に守られているのかどうかお伺いしたいんですけど。

指導室長

今、中学校は月曜日が週1回休業日です。よほどのことがない限り休養日に部活動は行っていません。ただ確かに大会前などは、延長届を提出して行っています。それは当然保護者の要望も含めてでの実施です。保護者の中には必要ないと思っている保護者もいれば、逆に行ってほしいという保護者もいるというのが実態かなと思います。ですので週1日の休業日は毎週月曜日で、朝練と放課後の練習は総体等の大会の前以外には行わないという形で取り組んでいるのが現状です。

浅野委員

ある部では土日に遠征があつて、金曜日の深夜3時や4時に出発するというようなことがあると聞いています。しかもそれがご父兄の送り迎えだとか。個人的にはそこまで中学校の部活でと思うところもありまして。ただ、先生方からすれば、近隣に強い学校がなく遠方でないと相手がないということがあったりするようです。さまざまな部活の先生方の話を聞くと、今まで強かったものを弱くしたくないという気持ちも強いらしく、そういったさまざまな事情があつて、なかなか難しいのだなとは思ったんですけども、そういったところも改革の中に取り込んでいただけて、うまく進んでいけたらいいなというふうに思います。

教育長

部活動の休業日は、県からも正式に文書で通知が出ているんですよ。ですからそれを改めて徹底するというのではあるわけなんですけど、当然ながら、部

活の実情という、顧問等云々とあるとは思いますが、できるだけこれについては、顧問の同意も得ながら2日間を設けるような方向で進めていきたいと思っています。

栗山委員

学校における働き方改革は、学校だけでなく社会の全体的なニーズの大きな流れの中で問題が提起されてきたかと思われま。今回のこの5案は多分すぐに実施できることということで計画をされたと思いますが、この案以外で段階的にでも、何か施策というか、課題になっているものに対応していくというような計画はありますか。

教育長

この5つの項目は、村の教育委員会レベルですぐできることという視点であげさせてもらいました。ですからこれは、切り口としては勤務のあり方の視点なんです。ですから、根本的には先生方の本来の授業等、学習、生徒指導、それに専念できる環境をつくるために長時間勤務を解消するというのが、最終的な目的だと思うんです。ですから一つは国なり県なりの大きな制度設計になってくると思うんですけども、教職員自体の勤務の総量を増やさないようにしていくには、あるいは減らしていくにはどういった施策がでてくるかが必要かと思っています。ですから、事務の専門の補助員を任用するとか、あとは、そもそも待遇面であれば、勤務体制処遇改善ですかね。給与体系が今の時代あっているのかどうかというところを根本的に変えていかないといけないと。またそもそもその教職員の定数ですね。基礎定数自体が今の数で適当なのかどうかというところもあると思いますので、根本的な解決に向けたそういった視点が必要になってくるのかなとは考えています。まず村としてできるところはこういったところかなと、あとは村として雇用できる先生方については、当然ながら予算の制約がありますけども、できるだけ確保し結果として各先生方の負担感を少しでも減らすようなことができるとは考えています。

栗山委員

要望というか、提案が3点ほどあります。これは、学校現場サイドと役場や教育委員会での持ち分の話になってくるかなと思うんですが、一つは学校で徴収しているお金ですね。美浦村の場合、給食費は多分公会計というか役場管理だと思いますが、それ以外のお金の取扱の線引きは私の勉強不足でわからないんですけども、現在はいろいろ大変なご家庭もありますから、未納金等の催促が発生した場合、学校現場の先生が督促等まで行うのは負担ではないかと思いません。昔に比べればお金の取り扱いも現金でなく、口座振替が利用できることも多くなってきていると思いますので、その部分の負担も軽減できればと思います。2つ目は地域ボランティアとの連絡調整です。私自身も小学校のキッズカンパニーでお世話になっているのですが、活動も5年目になり、やりとりや打

ち合わせもだいぶ少なくなっただけですが、総合学習の時間で地域の方々
に教えていただいたり、学校から行ったりという時の連絡等は先生が個人で行
われている事が多いと思われるので、そういった引継というか手続きのよう
なもの仕組みができれば負担も少なくなるのではないのかなと思います。例
えばですが、リスト化して引継ができるような状態になっていると新任の先生
や新しく担任を持たれた先生もやりやすいのかなと思いました。

3つ目ですが、学校や教育委員会に来る統計や調査、もしくは夏休み冬休みに
来るコンクールなど、公や民間のものがあると思うんですが、絵画や作文など
私の子どもを見ていると、種類がたくさんあるんですね。子どもからしたら、
いろんな選択肢が増えていいかもしれないんですけども、たぶん受けている学
校現場は大変なんじゃないだろうかと思ったので、できれば精査というかある
程度選別すれば、業務負担が少なくなる部分があるのかなと思いました。細か
いところですが、以上要望というか提案取り組みの1つとして考えていただ
けたらと思います

教育長

お金の徴収、そういった業務、これは給食費の未納の案件は各学校を卒業した
分は教育委員会で管理し、必要な督促なりを行っています。その結果、納めて
いただいた金額がある程度のところまで出てきております。また、学校によっ
ては口座振替の対応をしてくれているところもあります。確か大谷小学校でしたか
ね。そういったところは、村でも広めていければと思います。集金業務、あ
るいは先ほどのお話で地域ボランティアとの調整というんですか、その業務に
ついては、中教審の部会でも議論されているらしく、そういった業務は学校以
外が今後は担うべき業務の中に入るのではないかなというようにも提言をさ
れて来ると思いますので、これについてはこれから大きな見直しといいま
すか、やり方については変わっていくところがあるのかなと。あとは統計や調査
ですね、これについても学校の業務ではあるけども、外部の人材も導入しても
いいんじゃないかなというように業務に区分されているようなお話であります。
ただどういった形で外部の方を導入していくかというのはまだイメージがわか
ないんですが、そういった視点というのは、これから明確になって出てくると
思いますので、そういった今の点についてはタイミングを見て、村でも対応し
ていきたいと思っています。

小峯委員

学校徴収金に関して、今、大谷小学校の例が出たんですけど、他の学校で教員
が学校徴収金をどのぐらいの内容で集めているのか把握していたら教えてもら
いたいんですが。

指導室長 教材費等は、その学期や月単位で学年ごとにくらという形で集金していると思います。大谷小学校も口座振替とはいっても口座から引き落していますので、お金を手元で扱わないという意味で大谷小の例は当てはまりますが、業務としての軽減ということになるとまた話は違ってくると思います。

小峯委員 基本的に、教員はお金を扱わないという原則でいかないと事故につながることもあるんですね。ですから、業務の軽減のところでも先日の大会でも、当然このことがのっていましたし、ゆうちょ銀行だと手数料が非常に安いので、それは受益者負担で問題ないだろうというような実践例もあがっていました。ぜひその方向でこの点については早急に方向性を持っていけると思うので、取り組んでいただきたいということでもあります。もう1点、先ほど栗山委員から指摘のあった地域ボランティアとの調整であります。これは昨年度だったかと思うんですけど、私からも提案をしてぜひ見える化を図るべきだと、ファイルに入れるなり、あるいはデータで保存するなりして、次の人に円滑に引き継いでいけるシステムを作るべきだっという提案をしているかと思います。ぜひそんな方向で業務の見える化、円滑な引き継ぎができるように図ることもまた教員の業務軽減につながるかと思しますので、合わせてご検討、ご指導いただければありがたいです。

浅野委員 前教育長のときからSS本部というのを立ち上げるという話があり、名簿づくりというものが話題になっていたんですが、多分それから一歩も前進してないかなと思うので、誰かが名簿を把握するだけでもいいのではという話はかなり前から言われてることだと思うのでご検討いただけたらと思います。

教育長 そちらについては検討して、地域ボランティアとの連絡調整ですね、ファイルなり、データに入れて円滑な引き継ぎができるような対応というものを考えていきたいと思えます。今回いただいた意見を踏まえまして、改めて校長会とも話を持たせていただいて、最終的なところですね、またお話したいと思います。

【 報告第1号 美浦村内小中学校の働き方改革について（案） 】

報告終了

【 報告第2号 小学校教育に関するアンケート調査中間報告 】

学校教育課長より説明

【 質 疑 】

浅野委員 問Bのところですね。各学校区で何パーセントの回収率があったかということ
は出せませんでしょうか。

学校教育課長 可能です。もともとの小学校区の数に対しての回答率ということでよろしいで
すかね。このアンケートのもともとの母数が513です。これは前回お話をさせ
ていただきましたように、保護者の数にすり合わせをしていますから、お子さ
んの数とは一致してこないんですけれども、アンケートの子どもの設問が問A
からイとところでできますが、アンケートの数とお子さんの数は合わないこと
になっていますので、513というそのアンケート総数の中で木原小がいくつ安
中小がいくつ、大谷小がいくつという数は出すことができます。

浅野委員 そういった資料をいただきたいです。もう一つ細かいことなんですけど、次に
印刷するときには「ここからは、これからお子さまが入学する小学校について
お聞きします」の大変大事な問の回答が6ページ、7ページと2ページにわた
っていますので、今回は1ページになるように配慮いただければと思います。

学校教育課長 申し訳ございませんでした

小峯委員 確認ですが、そうすると今日はこの内容については触れずに、中間報告という
ことで受けとめるわけですね。

学校教育課長 本日の段階では、アンケートの数をお示しし、構成比のみをお示しさせていた
だきたいということで、資料を用意させていただいておりますので、内容に関
しましては、2月の教育委員会の中でクロス集計もさせていただいた上で、報
告したいと思っております。

【 報告第2号 小学校教育に関するアンケート調査中間報告 】

報告終了

【 報告第3号 美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する訓令 】

生涯学習課長より説明

【 質 疑 】

山崎教育長職務代理者 ディスクゴルフがカットされるということはわかりました。では、ディスクゴ
ルフについてはどこかで明記される場所があるんですか。

生涯学習課長 この規定の中では有料の貸出施設のものだけを規定しておりますので、ディスクゴルフだけではなくて、遊具やアスレチック、多目的広場、すり鉢広場等は、この規定の中で規定しなくても問題ないと考えております。

山崎教育長職務代理者 今言った施設を村民に広報的なもので知らしめるというようなことはあるんですか。ない場合にはどこかで明記しなくてはいけないのではないかなというところが、ちょっとひっかかったんですが。

小峯委員 まさしく光と風の丘公園の砂場とかあの恐竜とかが、今こうなったよ、是非使ってくださいね。というのを広報みほなり何なりでもっと広報して、使えるようにしましょうよ。このディスクゴルフだって、ぜひこんなすてきな施設があるんだから使いましょうよっていうことをぜひやってもらいたい。

生涯学習課長 美浦村のホームページに生涯学習施設のページがございます。確かに、今現在は古い情報もあるんですけども、来年4月には、最新のものをそろえて更新したいと考えておりますので、そのホームページの中で、施設はできる限り紹介したいと考えております。

小峯委員 こんなすてきなパンフレットがあるんだから、お金をかけなくても良いけれど、是非施設を紹介してください。

【 報告第3号 美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する訓令 】

報告終了

【その他 平成二十五年法律第六十四号子どもの貧困対策の推進に関する法律及び日本財団「家庭の経済格差と子どもの認知・非認知能力格差の関係分析」について 情報提供】

小峯委員 今回のアンケートに絡んで話をしようと思って用意してきましたが、来月にきちんとした回答ということなので、お考えいただくための資料ということでご提示しました。基本は平成二十五年法律第六十四号子どもの貧困対策の推進に関する法律というところでありまして、子どもの貧困対策は各地方公共団体が、やはり国と協力しながら、さまざまな地域の状況に応じて、施策を策定し及び実施するという、第三条の部分ですね、やはり今こういうもので、着々と進めていかなければいけない業務であろうかと思えます。こういった法律は法律として、今明確になったことが、小学4年生問題なんですね。それがわかるのが、日本財団が昨年11月に発表した「家庭の経済格差と子どもの認知・非認知能力格差の関係分析」になります。これは11月19日の日本財団のソー

シャルイノベーションフォーラム 2017 で公表されたものであり、家庭の経済格差がどこで明確に出るかというのが、この1万数千人のデータから明らかになったわけです。小学校4年のところまでこういった経済格差に対する対応をしないと、もうとんでもない格差が生まれてしまうよということが明確になりました。これは発見1のところに出ています。貧困状態の子どもの学力は10歳を境に急激に低下するというんですね。その貧困状態にあると学力が低くなる傾向が強く、小学4年生以降で学力が大きく低下するということが明確に出たということは、それまでの生活保護世帯の子どもに対する十分な対応が求められるということでありまして、このことを通してじゃあ何が必要になるかというのは、4年生までの段階の生活保護家庭の子どもたちに、学力なり、あるいは食事提供なりが十分に行われる、あるいはある程度行われていけば、その後の問題行動の減少につながるのではないかとということが、推測されるわけです。これはもう昭和50年代の全国の養護教育研究会のところでも明らかになっておりまして、問題行動のほとんどの子どもたちの背景に経済問題があったということが明らかなんですね。

その中で、今、非常に力を入れているのが早寝早起き朝ごはん全国協議会の運動です。これは平成18年度スタートした全国協議会ですけど、私はこの第1回の協議会にも参加して、この趣旨に非常に感動して、それ以降は、私の学校経営の柱にこの早寝早起き朝ごはんを位置づけて、進めてきたわけですけども、その結果として子どもたちの朝食摂取率であるとか、健康面での状況が非常に好転したという成果もあったわけです。ぜひそんなこともこの全体のデータを読み取っていただいて、今後の施策に反映していただければありがたいなと、今年度つまり昨年8月から中学校を対象に始まった事業ですけども、小学校にもという要望を昨年いたしました。また、今後中学から小学校というところで考えていくときに、こうした小学校4年生問題も少し念頭に入れながら今後検討していただけたらありがたいなという思いで、報提供させていただきました。

【その他 情報提供 平成二十五年法律第六十四号子どもの貧困対策の推進に関する法律及び日本財団「家庭の経済格差と子どもの認知・非認知能力格差の関係分析」について 情報提供】

終了